

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

三 作業地域

川口市大字新井宿外

四 作業期間

令和四年七月十三日から令和五年一月三十一日まで